# ４１６の２　印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）

⇒　４１６参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

| 事務手順 | 取扱要領 |
|---|---|
| ①取戻すとき | ○　印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を他の支払場所から取戻す必要があるときは、適宜の取戻通知書を作成し、その支払場所へ送付する。<br>＊　印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を取戻す必要があるときには、次のようなときがある。<br>・支払場所変更の請求を自店が新支払場所として受付けたとき<br>印鑑票等・見本証券取戻通知書の例示参照<br>＊　見本証券（印鑑票等毎配付分）のみを取戻すときも同様に取扱う。<br>⇒　４２９参照・同時請求の取扱い<br>上記印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、４１６に準じて、国債証券類送付書および請求書・届書の記載内容を確認し、国債証券類受領書に受領日付を表示し、速やかに当該印鑑票等（見本証券添付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付元へ送付する。<br><br>○　受入れた印鑑票等（見本証券添付分）のうち、<br>●　自店が新たに支払場所となるものは、当該印鑑票等（見本証券添付分）とともに取戻した見本証券（印鑑票等毎配付分）と一緒に他の印鑑票、氏名等届出書または見本証券とは別整理して保管する。<br>⇒　見本証券（印鑑票等毎配付分）を印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管する方法は、２３１参照<br>●　上記以外のものは、当該印鑑票等（見本証券添付分）とともに取戻した見本証券（印鑑票等毎配付分）と一緒に各種の請求書・届書などの添付書類として取扱う。 |

| | |
|---|---|
| **②適宜の取戻通知書の送付を受けたとき** | ○　他店から印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書（書式適宜）の送付を受けたときは、自店で整理保管している印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）から該当分を抜き出し、当該印鑑票等（見本証券添付分）および当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を速やかに取戻通知元へ送付する。<br>＊　見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻通知書（書式適宜）の送付を受けたときは、自店で付せんを貼付して保管している当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を抜き出し、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を速やかに取戻通知元へ送付する。<br>⇒　４１１参照・取扱機関相互間の証券の送付 |

**印鑑票等･見本証券取戻通知書の例示**

（日付）３．１１．１０

**印鑑票等･見本証券取戻通知書**

○○郵便局　御中

○○銀行○○支店

下記印鑑票または氏名等届出書および見本証券を国債証券類送付書･受領書を添えて至急当店へ送付してください。

| 記名<br>甲野　太郎 | | 取戻事由<br>支払場所変更 | | |
|---|---|---|---|---|
| 名　称 | 記　号 | 券面種類 | 番　号 | 枚　数 |
| 印鑑票（第二十四回特別給付金国庫債券） | い | 千円券<br>１，０００ | １２３４５６７ | １ |
| 見本証券（第二十四回特別給付金国庫債券） | | | | １ |
| 合　計 | | | | ２ |

通知を受けた店舗が保管（保管期間１年）する。

● 見本証券（印鑑票等毎配付分）のみを取戻すときも、同様の取戻通知書を作成する。